

令和4年度サワラ広域資源管理の実施状況について

○漁獲管理措置(令和4年度)



令和 4 年度 サワラ瀬戸内海系群の資源評価結果の説明



令和 5 年 3 月 16 日
水産研究・教育機構 水産資源研究所

従前の資源評価と新たな資源評価の比較

従前の資源評価

< 資源量推定 >

- データの収集
- データの解析
- 資源量、親魚量、加入量（毎年、新しく漁獲対象資源に加わる子供の数）などの推定

< 資源診断・将来予測 >

- 資源の回復措置をとる親魚量の閾値（Blimit）の設定（それ未満では良好な加入が期待できない親魚量など）
- 資源状態の判断（低位・中位・高位）（低位と中位の境界がBlimit）
- 漁獲の仕方（親魚量をBlimit以上に回復・維持可能な漁獲圧※）の提案

※漁獲圧：漁獲の強さ≡資源のどのくらいの割合を漁獲するのかを表したもの

新たな資源評価

< 資源量推定 >

- データの収集
- データの解析
- 資源量、親魚量、加入量などの推定

< 資源診断・将来予測 >

- MSY（最大持続生産量）※を実現する親魚量（SBmsy）と漁獲圧（Fmsy）の算定
- 目標管理基準値（SBmsyを採用）、限界管理基準値、禁漁水準の提案
- 資源状態の判断（親魚量はSBmsyより多いのか少ないのか、漁獲圧はFmsyよりも強いのか弱いのか）
- 漁獲の仕方（漁獲管理規則：親魚量を目標管理基準値案以上に回復・維持可能な漁獲圧）の提案

※MSY（Maximum Sustainable Yield）：持続的に得られる最大の漁獲量

➤ 資源量推定部分は基本的に同じであり、その時点における最善の推定結果を提示

➤ 資源診断・将来予測部分が、新たな資源評価では改正漁業法に対応したMSYベースとなっている

MSYと管理基準値案

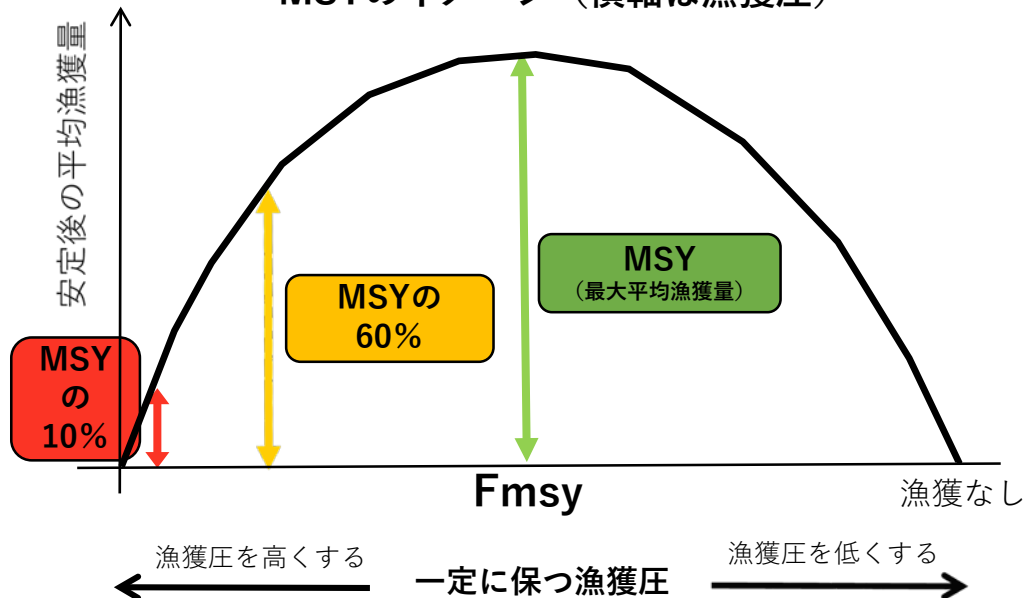
- 漁獲圧を一定に保つと、ある程度の年数が経過した後に漁獲量や親魚量は安定する
- 安定した後の平均漁獲量や平均親魚量は、一定に保つ漁獲圧に応じて増減する
- MSY（最大持続生産量）：漁獲圧を一定に保った場合に得られる平均漁獲量の最大値
- MSYを実現する漁獲圧（ F_{msy} ）：MSYを得るために一定に保つ漁獲圧
- MSYを実現する親魚量（ SB_{msy} ）：漁獲圧を F_{msy} に保った場合に得られる平均親魚量
- 言い換えると、漁獲圧を F_{msy} で一定に保つと、平均漁獲量はMSYになるとともに、平均親魚量は SB_{msy} になる
- SB_{msy} は、漁業がない場合に得られる平均親魚量（その資源にとって実現可能な最大の平均親魚量：初期親魚量）から、かなり減らした親魚量であることに注意
- 目標管理基準値案※¹： SB_{msy} が算定可能な場合には SB_{msy} を採用
- 限界管理基準値案※²：MSYの60%の平均漁獲量が得られる場合の平均親魚量が標準
- 禁漁水準案※³：MSYの10%の平均漁獲量が得られる場合の平均親魚量が標準
- 限界管理基準値案と禁漁水準案については、提案する漁獲管理規則と組み合わせることによって、漁獲量の増大に加え、資源の保護や漁獲量の安定の面でも優れていることが科学的に検証されている

※¹：MSYを達成する資源水準の値

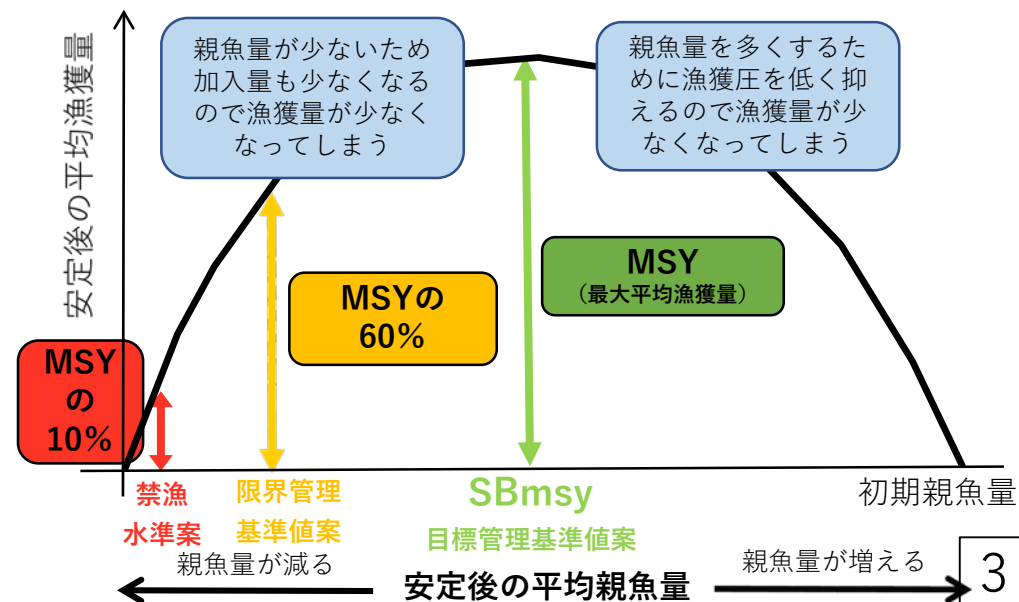
※²：乱かくを未然に防止するための資源水準の値

※³：下回った場合には漁獲を0とする資源水準の値

MSYのイメージ（横軸は漁獲圧）



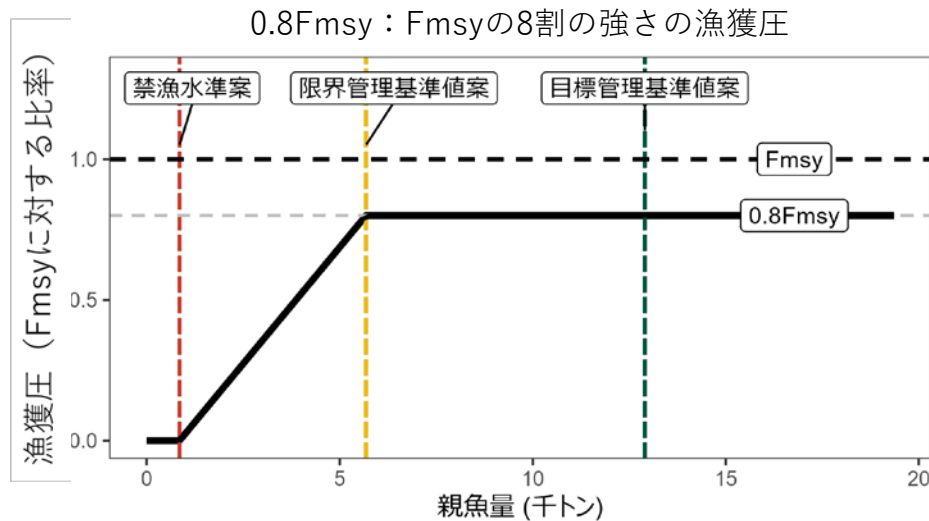
MSYのイメージ（横軸は平均親魚量）



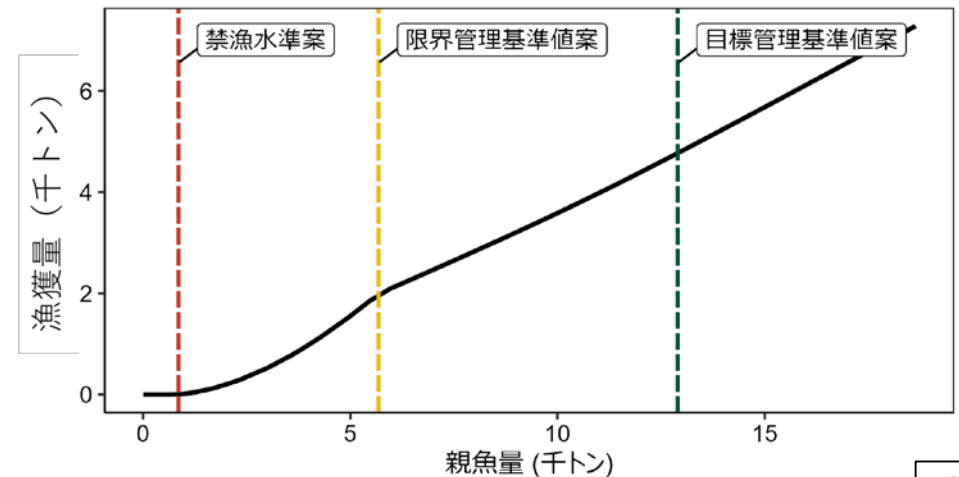
漁獲管理規則案

- 科学的に提案する漁獲管理規則は、親魚量に応じて漁獲圧を決定するもの
 - 親魚量が限界管理基準値案以上の場合には、漁獲圧を一定に保つ
 - この一定に保つ漁獲圧によって、資源が安定した後の平均漁獲量や平均親魚量が決定する
 - 科学的には、一定に保つ漁獲圧は $0.8F_{msy}$ (F_{msy} の8割の強さの漁獲圧)を基本的に推奨する
 - また、親魚量が限界管理基準値案を下回った場合には、漁獲圧を直線的に下げていくことにより回復を早める
 - 漁獲圧は「÷資源のどのくらいの割合を漁獲するのかを表したもの」であるため、漁獲圧が一定でも、親魚量が増加すれば、漁獲量は直線的に増加する
-
- 実際にどのような漁獲管理規則を採用するのは、科学的に提案した漁獲管理規則をたたき台として、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）において検討する
 - 管理開始初期の漁獲量の減少が激しい場合には、漁獲量変動緩和措置（前年からの漁獲量の変化を制限する措置：例えば前年の漁獲量 $\pm 10\%$ に制限）も試算可能（ステークホルダー会合等において要望があれば対応）

漁獲管理規則案の例（縦軸は漁獲圧）



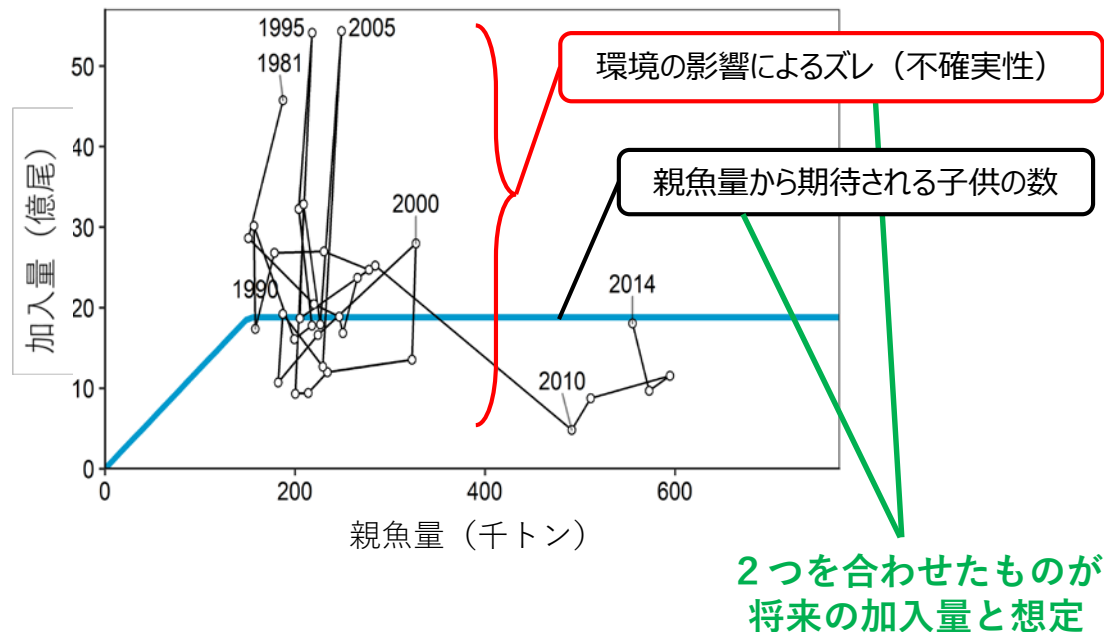
漁獲管理規則案の例（縦軸は漁獲量）



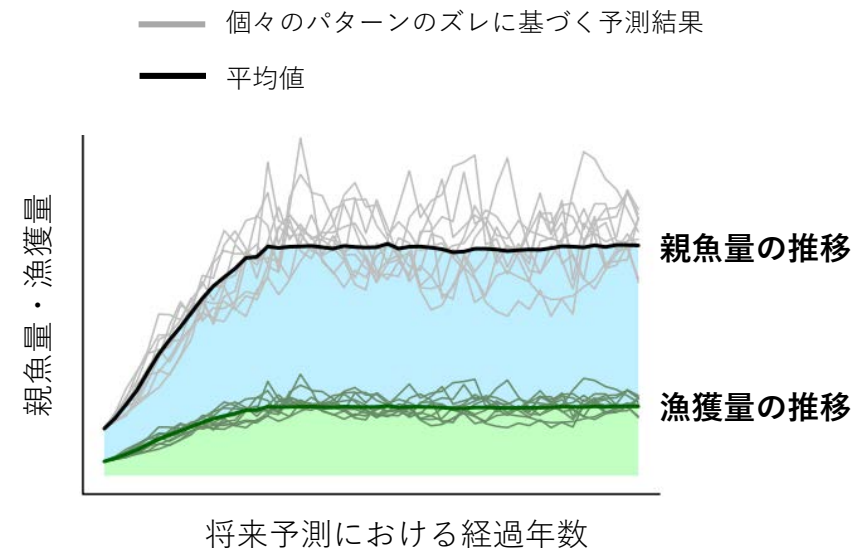
将来予測と再生産関係

- MSYを求めるには将来予測が必要
- 将来予測とは、いろいろな漁獲の仕方を実施した場合に、親魚量や漁獲量などが、どのように推移していくのかを予測したもの
- 将来予測には、今後の毎年の加入量を予測する必要がある、どの程度の親魚量であれば、どの程度の加入量が期待できるのかを表した再生産関係を求める必要
- この再生産関係に基づき、毎年の親魚量から期待される子供の数に、環境の影響によるズレ（不確実性）を付加したものを算出し、将来の加入量とする
- 将来の実際のズレ（将来の環境）は予測困難なため、様々なパターンのズレを想定した予測（シミュレーション）を実施する
- そのため、将来予測の結果は、平均値（個々のパターンのズレに基づき予測された親魚量や漁獲量などの平均値）や達成確率（10年後に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率など）によって示す

再生産関係の例



将来予測の例



サワラ（瀬戸内海系群）①



サワラは北海道から九州にかけて広範囲に分布し、本系群はこのうち瀬戸内海を中心に分布する群である。



図1 分布域

瀬戸内海を中心に分布しており、春季に瀬戸内海中央部へ来遊する1歳以上を、秋季に紀伊水道と豊後水道に移動する0歳以上を漁獲する。

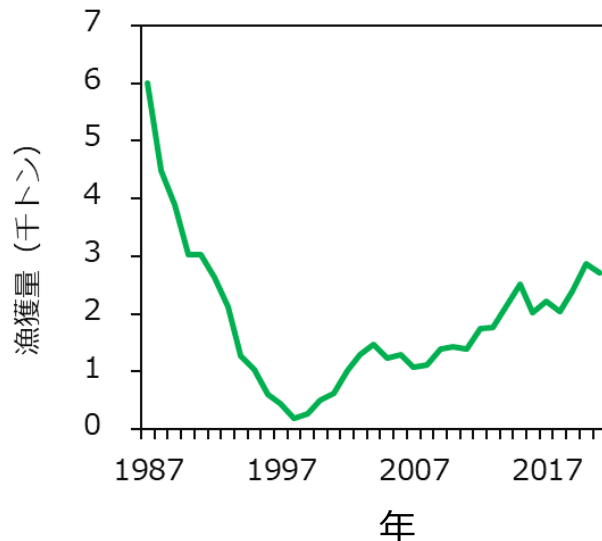


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1987年の6.0千トンから急減して1998年には199トンの最低値となった。その後は増加傾向を示し、2021年は2.7千トンであった。

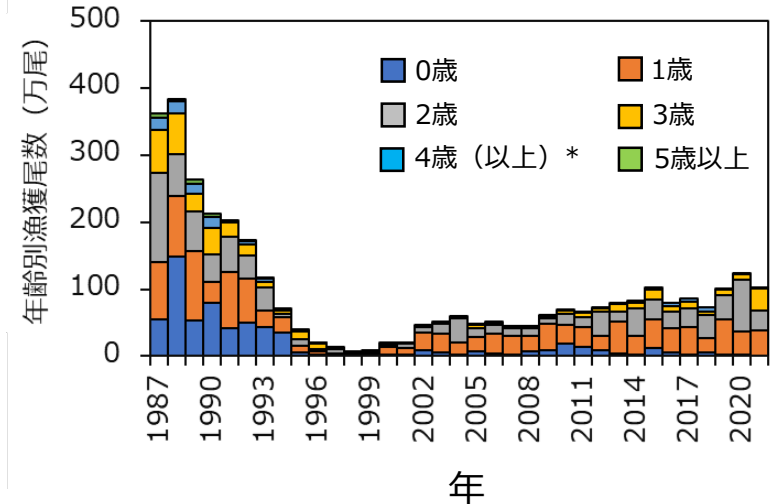


図3 年齢別漁獲尾数の推移

2000年以降の漁獲物の主体は1、2歳であるが、2013年以降は3歳が全体に占める割合がやや高くなった。0歳の漁獲尾数は1994年までは30万尾を超えていたが、その後は低い水準で推移している。

*1987～1997年は「4歳」と「5歳以上」を区別し、1998年以降はこれらをまとめて「4歳以上」として資源評価している（図4も同じ）。

サワラ（瀬戸内海系群）②

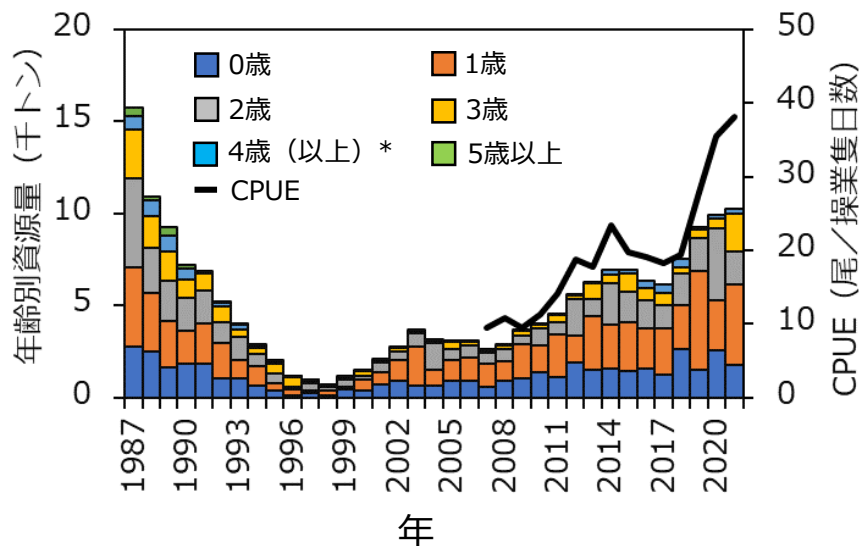


図4 年齢別資源量とCPUEの推移

資源量は1987年の15.7千トンから急激に減少し、1998年には最低値の0.7千トンとなった。その後は増加傾向に転じ、2021年の資源量は10.2千トンと推定された。2007年以降のCPUE（流し網CPUE、ひき縄・はえ縄CPUEの加重平均値、尾/操業隻日数）は増加傾向を示しており、2018年から2020年にかけて急増した。2021年のCPUEも前年の値より増加した。

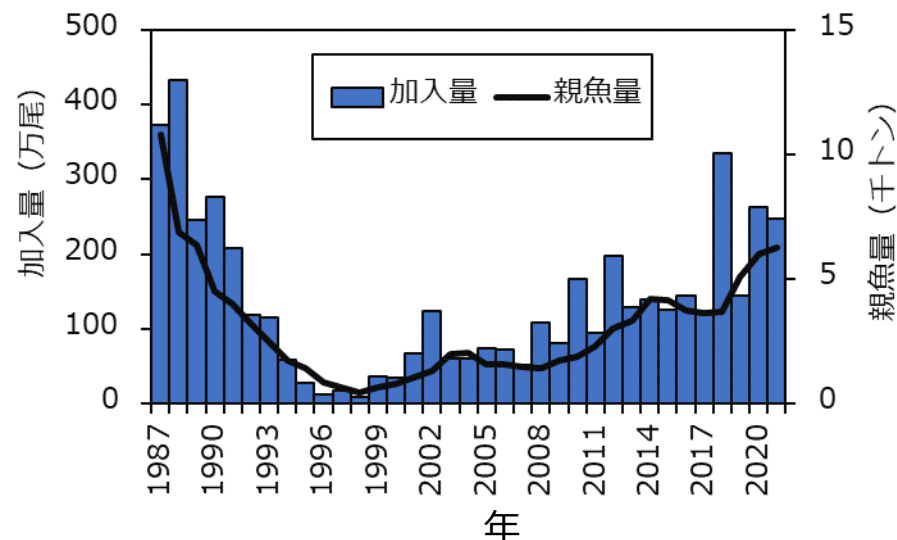


図5 加入量と親魚量の推移

加入量（0歳魚の資源尾数）は、1988年の434万尾から1998年の9万尾まで減少したが、1999年以降は増加傾向で推移している。2021年の加入量は、2021年の親魚量に過去（1987～2020年）の再生産成功率の中央値を乗じることにより247万尾と推定した。親魚量は1987年の10.8千トンから1998年の0.4千トンまで減少したが、1999年以降は増加傾向を示し、2021年は6.3千トンであった。

サワラ（瀬戸内海系群） ③

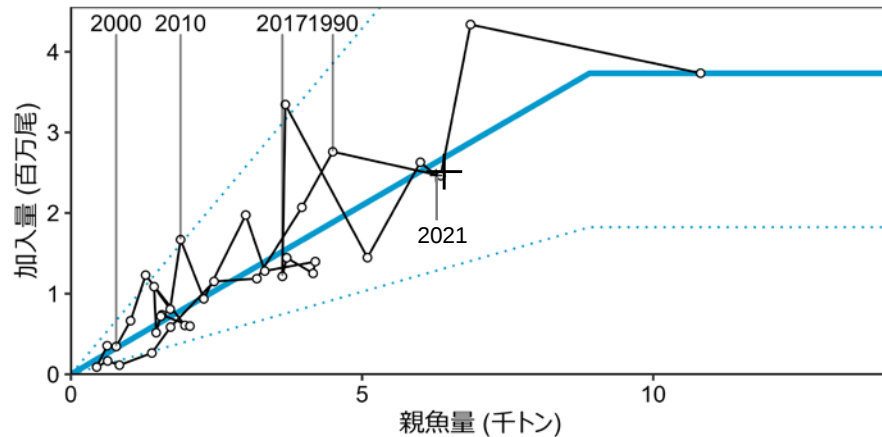


図6 再生産関係

1987～2020年の親魚量と加入量に対し、ホッケ・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。青点線は観測データの90%が含まれると推定される範囲である。

白丸は推定に用いた値、バツ（+）は推定から除外した2021年の値である。

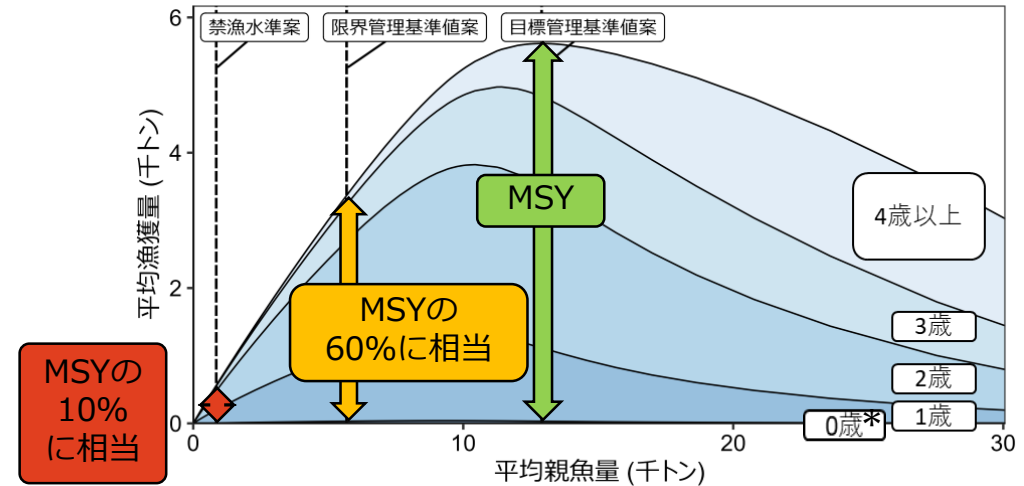


図7 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は12.9千トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

*近年、0歳は主な漁獲対象となっていないため、0歳の平均漁獲量も非常に少ないものとなる。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2021年の親魚量	MSY	2021年の漁獲量
12.9千トン	5.7千トン	0.9千トン	6.3千トン	5.6千トン	2.7千トン

本資料における、管理基準値等については、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）における検討材料として、研究機関会議において提案されたものである。これらについては、ステークホルダー会合を経て最終化される。

サワラ（瀬戸内海系群）④

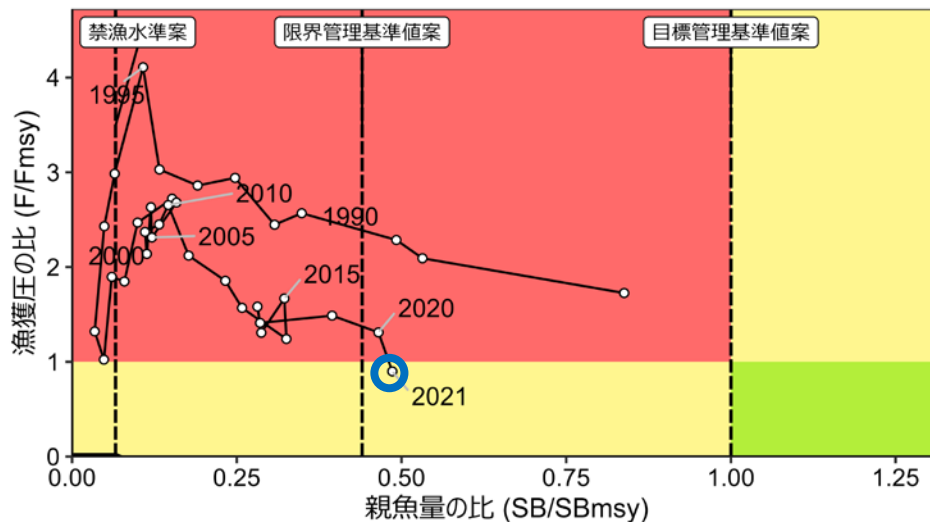


図8 神戸プロット（神戸チャート）

漁獲圧 (F) は、1987～2020年まで最大持続生産量 (MSY) を実現する漁獲圧 (Fmsy) を上回っていたが、2011年以降減少傾向となり、2021年にはFmsyを下回った。親魚量 (SB) は1987～2021年まで最大持続生産量を実現する親魚量 (SBmsy) を下回っている。

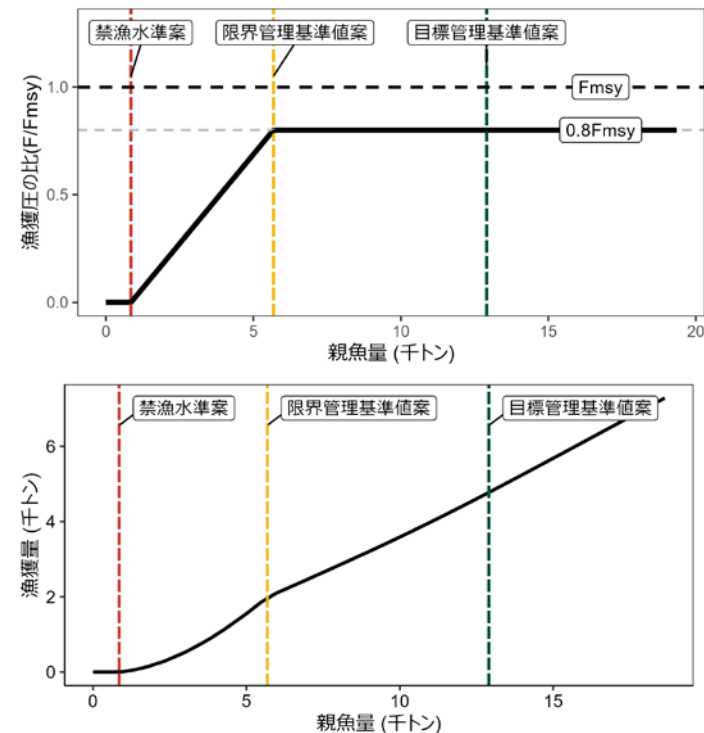
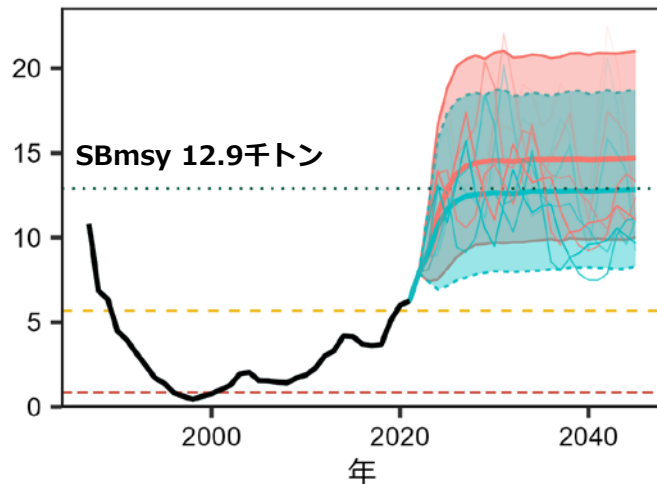


図9 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、
下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

サワラ（瀬戸内海系群）⑤

将来の親魚量（千トン）



将来の漁獲量（千トン）

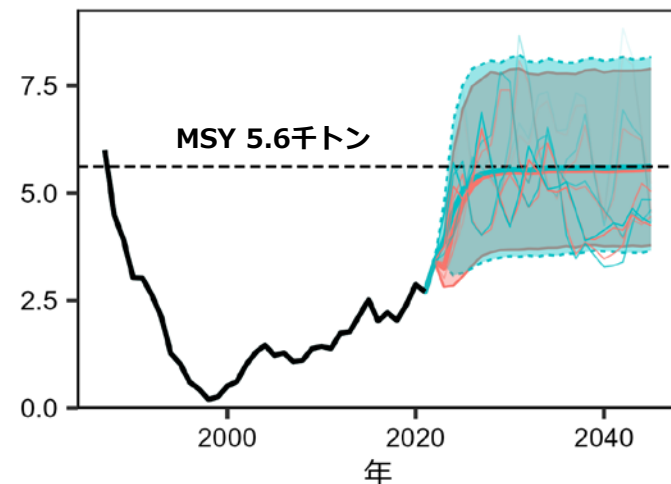


図10 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

β を0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく将来予測結果を示す。

0.8 F_{msy} での漁獲を継続した場合、平均値としては、親魚量は増加した後目標管理基準値案を上回る水準で推移し、漁獲量は増加した後MSYと同程度の水準で推移する。

漁獲管理規則案に基づく将来予測
($\beta=0.8$ の場合)

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（5千回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY
..... 目標管理基準値案
----- 限界管理基準値案
----- 禁漁水準案

サワラ（瀬戸内海系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（千トン）

2033年に親魚量が目標管理基準値案（12.9千トン）を上回る確率

β	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
1.0	6.3	7.9	9.1	10.7	11.7	12.3	12.5	12.6	12.7	12.8	12.7	12.7	12.8	44%
0.9	6.3	7.9	9.1	11.0	12.3	13.0	13.3	13.5	13.5	13.6	13.6	13.6	13.6	54%
0.8	6.3	7.9	9.1	11.4	12.9	13.8	14.2	14.4	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	66%
0.7	6.3	7.9	9.1	11.7	13.5	14.7	15.2	15.5	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	78%
現状の漁獲圧	6.3	7.9	9.1	10.7	11.7	12.2	12.4	12.5	12.6	12.6	12.6	12.6	12.7	43%

表2. 将来の平均漁獲量（千トン）

β	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
1.0	2.7	3.4	3.8	4.6	5.1	5.3	5.4	5.5	5.5	5.6	5.5	5.5	5.6
0.9	2.7	3.4	3.6	4.4	4.9	5.3	5.4	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
0.8	2.7	3.4	3.3	4.1	4.8	5.2	5.3	5.4	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
0.7	2.7	3.4	2.9	3.9	4.6	5.0	5.2	5.3	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4
現状の漁獲圧	2.7	3.4	3.9	4.6	5.1	5.3	5.4	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧*（ $\beta = 1.01$ ）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2022年の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2023年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。 $\beta=0.8$ とした場合、2023年の平均漁獲量は3.3千トン、2033年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は66%と予測される。

*2018～2020年の年齢別選択率に基づいて推定された漁獲圧。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本資料における、管理基準値等については、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）における検討材料として、研究機関会議において提案されたものである。これらについては、ステークホルダー会合を経て最終化される。

令和 5 年 2 月 6 日
さわら検討会議

今後のサワラ資源管理の検討方向について(案)

今後のサワラ資源管理について検討を進めるにあたり、資源管理措置等については、以下のとおりとする。

1. 資源管理の目標について

令和4年度の資源評価により示された目標管理基準値(最大持続生産量(MSY)を実現する親魚量)の2033(令和15)年での実現に向けた漁獲管理規則案の議論を踏まえて検討する。

2. 今後の資源管理措置の検討方向について

2023(令和5)年度の資源管理措置は現行のとおりとする。

2024(令和6)年度以降の資源管理措置については、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の議論や最新の資源評価を踏まえ、必要な検討を進める。

令和 5 年度 さわら広域資源管理の取組 (案)

1. 海域(灘)・漁業種類ごとの取組

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5～7/11) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25～6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
	はなつぎ網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5 月 : 3 日間、6 月以降 1 日間)の休漁 操業時間の 1 時間短縮
	さわら船曳網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5 月 3 日間、6 月以降 : 1 日間)の休漁 操業時間の 1 時間短縮
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16～6/15) →休漁 網目→10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) →休漁 網目→10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1～9/30→休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

2. その他資源管理への取組

上記 1 の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○漁獲管理措置(令和5年度)(案)



※ 斜線部分は、春漁を規制
 ※ さわら流し網の網目 10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

さわら広域資源管理に係る委員会指示について（案）

1. 委員会指示の発出について

- （１）広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- （２）現行の委員会指示第 41 号の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和 5 年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

2. 委員会指示第 44 号（案）の概要

- （１）現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- （２）なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週 2 日の定期休漁と輪番による 4 日間（5 月に 3 日間、6 月以降に 1 日間）の休漁」とし、許可船舶ごとに休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十四号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和五年三月十六日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	大阪湾
次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四 小鳴門水道東口小鳴門橋	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境

	播磨灘	備讃瀬戸	燧灘	安芸灘
界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域

伊予灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域
周防灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線
	一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操作制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期 間	制 限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
備讃瀬戸		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流	さわらを目的とした操業の禁止

	燧灘		安芸灘	伊予灘	周防灘
し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	九月一日から九月三十日まで		九月一日から九月三十日まで	五月十六日から六月十五日まで	五月一日から五月三十一日まで
	さわらを目的とした操業の禁止	さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止

4

指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。